

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 大崎町菱田 1218 番地 48  
氏 名 有限会社 そおりサイクルセンター  
代表取締役 宮地 光弘

令和8年3月4日付で申請のあった一般廃棄物処理（堆肥化）業については、下記の条件を付して許可します。

令和8年3月4日

大崎町長 中野 伸一



記

- 1 種 類 一般廃棄物処理（堆肥化）  
取り扱う一般廃棄物の種類：生ごみ及び木くず（草木剪定枝等）
- 2 取 扱 区 域 大崎町内全域
- 3 搬 入 場 所 大崎町野方字角堂段 5473 番地, 5477 番地 1
- 4 許 可 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日
- 5 その他条件
  - (1) 職務遂行にあたっては、関係法令、条例の規定を守り、かつ町長の指示に従わなければならない。
  - (2) 町長の承認を受けないで、許可によって生じた権利義務を他人に譲渡してはならない。
  - (3) 第3条に規定する申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理許可書を添えて、10日以内に町長に届けなければならない。
  - (4) 毎月分の「ごみ処理状況報告書」を翌月の初めに提出すること。
  - (5) 産業廃棄物の処理を行う場合は、県から処理施設の許可を受けること。